

みえ働きやすい介護職場取組宣言事業所ロゴマーク取扱規程

(目的)

第1条 この規定は、「みえ働きやすい介護職場取組宣言事業所ロゴマーク」(以下「ロゴマーク」という。)を定めるとともに、三重県から「みえ働きやすい介護職場取組宣言事業所」として証明された事業所(以下「宣言事業所」という。)がロゴマークを使用する場合の取り扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

第2条 働きやすい介護職場応援制度の実施主体は、三重県とする。ただし、この制度の実施に係る事務等については、三重県社会福祉協議会への事業委託により実施するものとする。

(ロゴマーク)

第3条 ロゴマークは、別紙に定めるものとする。

2 使用できるロゴマークは、宣言日から2年まではグリーン、3年から4年まではシルバー、5年以上はゴールドとする。ただし、一度期間が空き、再度、申請した場合は、宣言日から2年までのグリーンとする。

3 ロゴマークに関する一切の権限は、三重県社会福祉協議会に属する。

(申請手続き)

第4条 宣言事業所がロゴマークの使用を希望する場合は、あらかじめ「みえ働きやすい介護職場取組宣言事業所ロゴマーク使用申請書」(様式1)(以下「申請書」という。)を受託者に提出するものとする。

2 継続申請については、働きやすい介護職場応援制度実施要綱 第14条(宣言の更新等)により、有効期間満了日の3ヶ月前までに、再度申請書を提出した事業所を対象とする。上記の期間を過ぎた場合は新規申請とする。

(使用申請の承認)

第5条 受託者は前条に定める申請書について、その内容を審査し、当該使用が「みえ働きやすい介護職場取組宣言」の目的に合致する場合は承認するものとする。なお、合致しない場合は、申請を承認しないことができる。

(使用方法)

第6条 ロゴマークを使用する宣言事業所は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

- 一 申請した目的にのみ使用すること。
- 二 大きさの変更は自由であるが、原画の縦横比率を保つこと。
- 三 色の変更は認めないが、白黒印刷の使用は可能であること。
- 四 ロゴマーク中に表示している「みえ働きやすい介護職場取組宣言事業所」及び「<三重県>」の文言は、そのまま表示して使用すること。フォントの変更は不可とする。
- 五 ロゴマーク使用品の現物、または現物の写真やサンプル等を提出すること。

(使用期限)

第7条 取組宣言をした日から、取組期間の最終日までとします。

(使用の取消)

第8条 宣言事業所が、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、ロゴマークの使用を取り消すことができる。

- 一 事業所から使用の取り消しの申し出があった場合
- 二 事業所が事業を廃止若しくは休止した場合
- 三 事業所が働きやすい介護職場応援制度実施要綱第5条に掲げる要件を満たさなくなった場合
- 四 事業所が申請した内容に虚偽が認められる場合
- 五 その他、使用を取り消す必要があると認められる場合

2 前項の規定による取り消しを受けた事業所は、「みえ働きやすい介護職場取組宣言事業所」の名称を使用してはならない。

(附則)

1 この規定は、令和3年3月1日から施行する。

(別紙)

みえ働きやすい介護職場取組宣言事業所ロゴマーク

◆使用できる画像

※使用できるロゴマークは、宣言日から2年まではグリーン、3年から4年まではシルバー、5年以上はゴールドとする。ただし、一度期間が空き、再度、申請した場合は、宣言日から2年までのグリーンとする。

【グリーン】宣言日から2年



【シルバー】3年から4年



【ゴールド】5年以上

